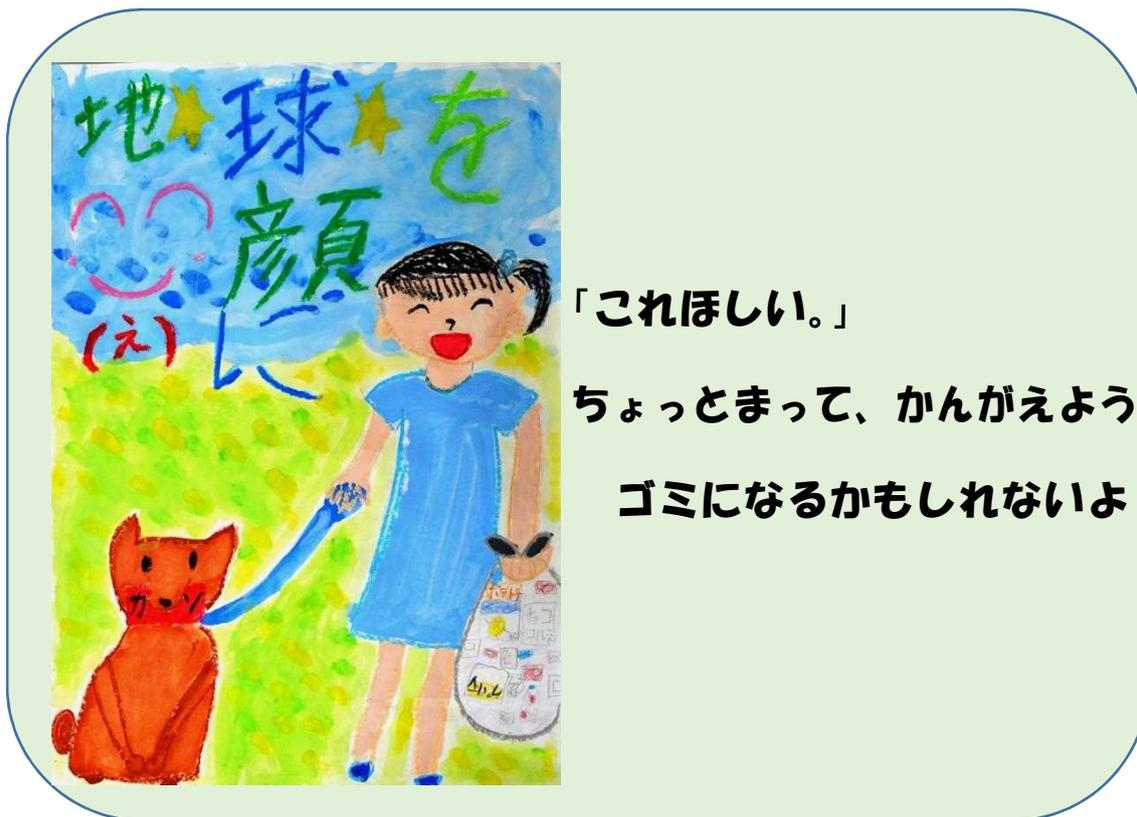


亀岡市ゼロエミッション計画（案）

（亀岡市ごみ処理基本計画（案））

人と環境にやさしい資源循環型のまちづくり
～2R 強化型のライフ・ビジネススタイルでごみを出さない地域社会を目指して～



平成 30 年 1 月

亀岡市

目次

第1部 亀岡市ゼロエミッション計画	
第1章 計画の概要	4
第2章 計画策定の基本的事項の概要	6
第1 計画策定の背景と目的	8
第2 計画の位置づけ	8
第3 計画期間及び目標年度	8
第3章 基本理念と基本方針	9
第1 基本理念	9
第2 基本方針	10
第4章 基本理念の実現に向けた施策の展開	11
第1 施策の体系図	11
第2 施策の取り組み内容	12
第5章 減量化及び資源化の目標	20
第1 現在のごみ減量等の進捗状況	20
第2 本計画の減量及び資源化等の目標	21
第3 目標達成に向けた減量、資源化に関するケーススタディ	23
第2部 計画策定に係る市の概要やごみ処理の動向	
第6章 計画策定の基本的事項の詳細と亀岡市の基本情報	26
第1 基本的事項の詳細	26
第2 亀岡市の基本情報	32
第7章 亀岡市のごみ処理の現状と将来予測	40
第1 ごみ処理のながれ	40
第2 ごみ排出量等の実績	42
第3 ごみ処理の実績	50
第4 ごみ処理体制	54
第5 一般廃棄物処理システムの評価	56
第6 将来のごみ処理量の予測	59
第8章 亀岡市のごみ処理の課題	65
第1 前回計画（中間目標年度）における達成状況	65
第2 亀岡市のごみ処理の課題	66

第1部 亀岡市ゼロエミッション計画

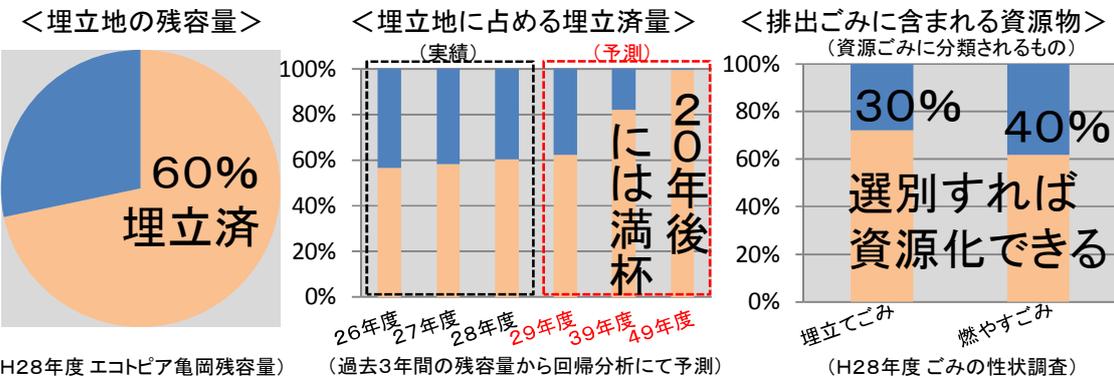
第1章 計画の概要

亀岡市ゼロエミッション計画の概要

亀岡市ゼロエミッション計画とは？

平成30年4月からの10年間の市内のごみ（一般廃棄物）処理についての計画です。
 亀岡市は、環境にも将来世代にも大きな負担となる埋立処分場を新たにつくらない政策に大きく舵をきります。この大きな目標への歩みを着実に進めるため、計画を定期的に見直し、段階的に取り組みを加速させていきます。
 本計画は、その第一段階であり、基本理念と5つの基本方針を定め、ゼロエミッションの考え方（ごみを出さない）を基本にして施策と具体的な目標数値を定めます。

なぜゼロエミッションなのか？



ごみ減量で埋立地を延命化しつつ、埋立施設を新たにつくらないまちづくりが必要

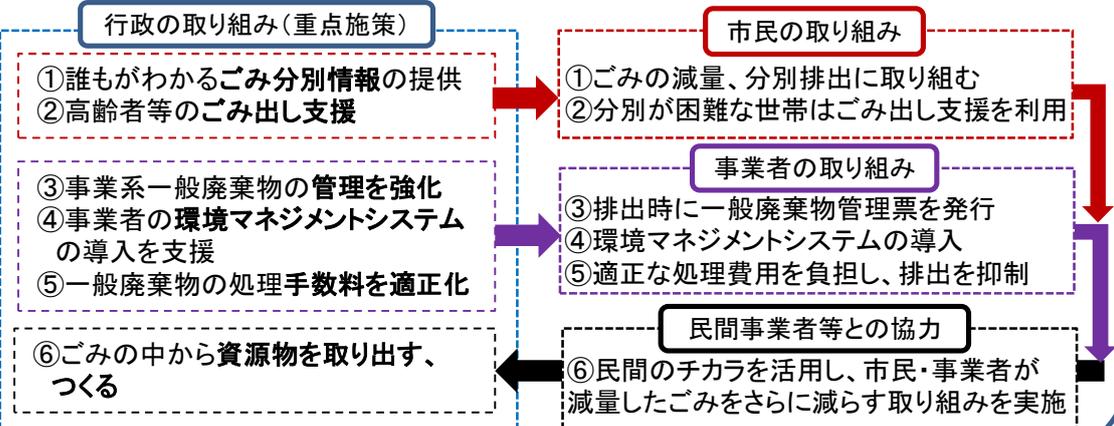
亀岡版ゼロエミッションとは？

亀岡市が取り組む「埋立施設を新たにつくらないまちづくり」のことで、
 具体的には、誰もが取り組める資源化の仕組みをつくることと、資源化の対象を拡大することなどで埋立ごみを徹底的に減らし、埋立施設を新たにつくらないまちの実現を目指します。

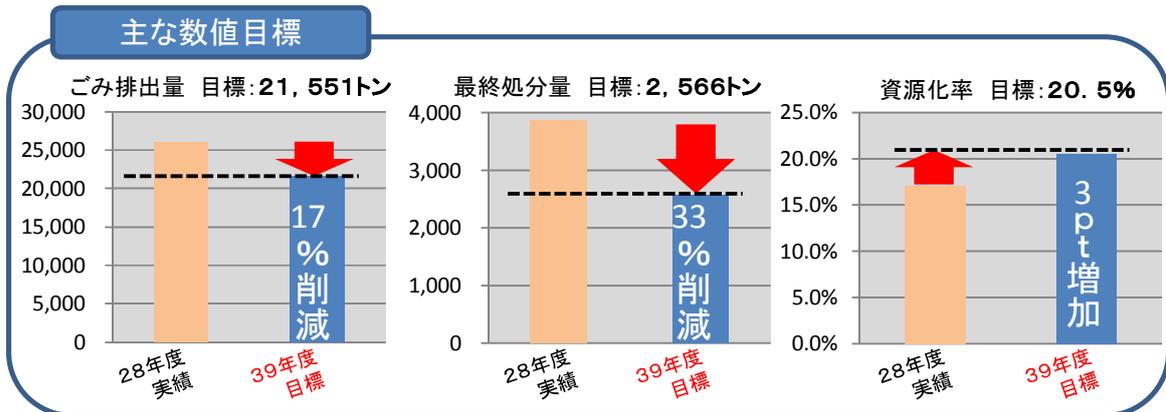
亀岡市の課題

- ①事業系一般廃棄物が増加傾向
- ②排出ごみに資源物が含まれている
- ③事業者のごみの排出管理が不十分
- ④全国平均よりも低い資源化率
- ⑤埋立地があと20年で満杯
 (建設当初の計画では5年後が期限)

主な取り組み内容



1 主な数値目標 本計画の主な数値目標は下記のとおりです。



2 重点施策の概要 施策の取り組みのうち、下記の施策は特に重点的に取り組みます。

行政の取り組み(重点施策)の概要

①誰もがわかるごみ分別情報の提供

相手に応じた情報発信を行い、誰もがわかりやすいごみ分別情報を提供します。

- ◎若い世代向けに、スマートフォンを活用した分別アプリ
- ◎高齢者向けの見やすくわかりやすいパンフレット
(大きな文字、品名で区別がわかるなど)



②高齢者等のごみ出し支援

集積所への分別排出の徹底と、高齢者等のごみ出しが困難な世帯への見守りを兼ねた支援の仕組みを構築します。

- ◎対象世帯のごみを集積所まで運ぶ仕組み
- ◎対象世帯の分別を手助けする仕組み



③事業系一般廃棄物の管理を強化

家庭系ごみに比べ、ごみの減量が進んでいない事業系ごみの排出管理を徹底し、適切に排出される仕組みを構築します。

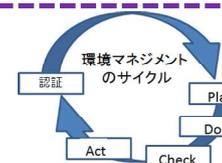
- ◎事業者による一般廃棄物管理票の発行
- ◎多量排出事業者の排出計画、減量計画の提出



④事業者の環境マネジメントシステムの導入を支援

ごみ減量の取り組みに着手しにくい環境にある小規模事業者が適正な排出を行えるよう支援を行います。

- ◎環境マネジメントシステムの導入の説明会の開催
- ◎環境マネジメントシステムを導入する効果についての情報提供



⑤一般廃棄物の処理手数料を適正化

ごみの排出抑制や受益者負担の適正化のため、ごみ処理手数料を見直します。

- ◎事業系ごみ処理手数料の見直し
- ◎家庭系ごみ処理手数料の見直し

手数料の負担割合	事業者	市民
排出量の内訳	事業者分	市民分
手数料の見直し	事業者分	市民分

⑥ごみの中から資源物を取り出す、つくる

収集したごみの中から処理すれば資源になるものを取り出したり、公園の落葉を堆肥にするなど、さらなる資源化を行います。

- ◎民間事業者等が保有する選別処理施設の活用
- ◎埋立てごみや資源ごみなどの基準の見直し
- ◎剪定枝や落葉等の堆肥化の推進



- 3 施策体系の概要 本計画は基本理念に基づいて5つの基本方針を定めます。
それぞれの基本方針に基づいて43の施策に取り組みます。
施策体系の概要は下記のとおりです。

基本理念

人と環境にやさしい資源循環型のまちづくり

～2R強化型のライフ・ビジネススタイルでゴミを出さない地域社会を目指して～

基本方針1

子どもたちに美しいふるさと亀岡を残すための活動を支援します。

(1) ゴミ減量・資源化の市民活動を支援する体制の充実

- ① 美化活動や環境保全活動に取り組む団体や地域コミュニティの支援
- ② 地域のコミュニティなどによる資源化・分別排出の取り組みの支援

(2) 環境に配慮したイベントの推進・環境学習の充実

- ① 環境配慮型イベントの推進
- ② 環境学習の場の提供
- ③ 小中学校における環境教育の強化
- ④ 就学前教育の充実

(3) ゼロエミッションをオールかめおかで取り組むための支援

- ① 誰もがわかるゴミ分別情報の提供 **重点**
- ② 環境ポスター・標語等の募集
- ③ 高齢者等のゴミだし困難世帯の見守り支援 **重点**

基本方針2

2R(リデュース/排出抑制、リユース/再使用)を強化します。

(1) 生活系ごみの2Rに向けた取り組み

- ① 家庭から排出される食品廃棄物などの減量
- ② 環境家計簿の普及拡大
- ③ ゴミを出さない買い物や環境にやさしい生活習慣の普及に向けた環境の整備
- ④ 不用品交換会の実施

(2) 事業系ごみの2Rに向けた取り組み

- ① 市役所の事業系一般廃棄物管理票の導入
- ② 排出者責任を浸透させる啓発活動
- ③ 事業系一般廃棄物管理票(マニフェスト)の義務化(条例制定など)の検討 **重点**
- ④ 環境マネジメントシステムの導入支援 **重点**
- ⑤ 多量排出事業者の届出制度(条例制定など)の検討 **重点**
- ⑥ 紙ゴミ搬入禁止(条例制定など)の検討
- ⑦ クリーンセンターにおける搬入指導の実施
- ⑧ 事業者から排出される食品廃棄物の実態の把握
- ⑨ 事業者から排出される食品廃棄物減量の取り組み

基本方針3

取り組みやすい資源化システムを構築します。

(1) 市民が取り組みやすい資源化システムの構築

- ① 公共施設における拠点回収の拡充
- ② 事業者が提供する資源ごみ回収拠点の支援
- ③ イベント回収の実施

(2) 事業者が取り組みやすい資源化システムの構築

- ① 事業者による古紙の資源化の拡大
- ② 剪定枝等の堆肥化の推進

(3) 中間処理等の充実による資源化システムの構築

- ① 中間処理施設(民間)の活用による資源回収 **重点**
- ② 焼却灰のリサイクルの検討
- ③ 生ごみ等のバイオマス利用の検討
- ④ 剪定枝や落葉等の堆肥化の推進 **重点**

基本方針4

ごみの適正処理に向けた体制・仕組みを整備します。

(1) 収集・運搬体制の充実に向けた取り組み

- ① 生活系ごみの公益法人等による収集・運搬の継続
- ② 収集体制等の効率化

(2) 受益者負担の適正化の取り組み

- ① 事業系のごみ処理手数料の見直し **重点**
- ② 家庭系のごみ処理手数料(亀岡市指定ごみ袋の料金含む)の見直し **重点**

(3) 適正処理困難物を適正に排出できる体制の整備

- ① 適正処理困難物に対する体制の整備
- ② 廃蛍光缶や水銀体温計等有害ごみの安全な回収方法の整備

(4) 最終処分体制の充実に向けた取り組み

- ① 第3期大阪湾フェニックス計画への参加

(5) 計画の着実な履行に向けた取り組み

- ① ごみ処理基本計画の進捗状況の点検・評価

基本方針5

不法投棄対策及び災害廃棄物対策を強化します。

(1) 不法投棄対策の強化

- ① 不法投棄に対する監視活動の強化
- ② 捜査機関などの関係機関との連携強化

(2) 災害廃棄物対策の点検・見直し

- ① 災害廃棄物処理計画についての点検及び見直し
- ② 災害廃棄物についての適正処理の実施(発生時)

第2章 計画策定の基本的事項の概要

第1 計画策定の背景と目的

市町村には、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により、一般廃棄物処理に関する計画の策定が義務付けられています。

平成25年3月に策定された「亀岡市ごみ処理基本計画」（以下、「前計画」という。）の下に、リデュース（発生抑制）、リユース（再使用）及びリサイクル（再生利用）による3Rの取り組みとごみの適正処理を推進してきました。前計画の策定から5年経ち中間目標年度（平成29年度）を過ぎたこと、人口減少社会の到来等により廃棄物処理を取り巻く社会情勢が変化しつつあることなどを考慮し、これまで取り組んできた資源循環型のまちづくりをさらに発展させ、ゼロエミッション（ごみを出さない地域社会）の考え方を基本としたまちづくりを進めるために計画の見直しを行うこととしました。

新たな計画では、3Rのうち、特に、リデュース（発生抑制）とリユース（再使用）の2Rの取り組みを強化するという新たな基本方針を定め、ごみを出さないまちづくりを目指し、ごみの発生・排出抑制及び再使用を優先する計画を策定します。

第2 計画の位置づけ

本計画は、亀岡市のごみ処理に係る最上位計画です。また、「第4次亀岡市総合計画」及び「第2次亀岡市環境基本計画」を上位計画とする計画です。

第3 計画期間及び目標年度

本計画における計画期間は、平成30年度（2018年度）から平成39年度（2027年度）までの10年間とし、目標年度を平成39年度（2027年度）とします。策定指針に従い概ね5年ごとの見直しを予定し、中間目標年度は平成34年度（2022年度）とします。

なお、亀岡市を取り巻く社会情勢や新たな環境問題等、大きな変化が生じた場合は、計画期間中であっても、随時見直しを行います。



図 2-1 計画のスケジュール

第3章 基本理念と基本方針

第1 基本理念

国では、これまでの大量生産・大量消費型の経済社会活動により形成されていた大量廃棄型の社会からの転換を図り、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り削減される「循環型社会」を形成することを目指しています。

このため、循環型社会形成推進基本法（平成12年6月）に基づき循環型社会形成推進基本計画を策定したことを契機に、関連施策を総合的かつ計画的に推進してきました。

その後、平成25年には第三次循環型社会形成推進基本計画を策定し、循環型社会を形成するために目指すべき方向性として、「自然の循環と経済社会の循環が調和する社会」、「3R型ライフスタイルの構築」、「資源効率性の高い社会経済システムの構築」、「安全・安心の実現」及び「国際的取組」の4項目を掲げています。

一方、亀岡市では、第4次亀岡市総合計画において『人と環境にやさしいまちづくり』等に係る施策の大綱を掲げています。また、第2次亀岡市環境基本計画では、『人と環境にやさしいまちかめおか～豊かな自然にめぐまれ、人々がいきいきと住めるまち「かめおか」誇りを持って次世代に引き継ごう～』を目標に各種施策を推進しているところです。

このような状況を踏まえ、本計画の基本理念については、平成25年3月に策定の「亀岡市ごみ処理基本計画」の考え方や方向性を引き継ぎ、「人と環境にやさしい資源循環型のまちづくり～2R強化型のライフ・ビジネススタイルでごみを出さない地域社会の実現を目指して～」と定めます。

基本的な考え方としては、循環型社会の形成を目指して、住民、事業者、NPO等と行政が協力関係を構築し、それぞれが主体的に2Rに取り組むとともに、施設や処理体制等を整備することで、資源循環システムを充実させます。

具体的には、住民、事業者及び行政においてごみ（廃棄物）に関する正しい知識や情報を共有した上で、徹底した廃棄物の発生抑制を講じ、不用となったものについては再使用の機会を創出します。

そして、それ以上再使用が望めないものについては、再生利用に取り組み最終的に再使用も再生利用もできなくなったもののみを適正に処分することにより、人と環境にやさしい資源循環型のまちづくりを目指します。

基本理念

人と環境にやさしい資源循環型のまちづくり

～2R強化型のライフ・ビジネススタイルでごみを出さない地域社会を目指して～

備考) 2R強化型とは、循環型社会の形成に関する基本原則である3R（リデュース/発生抑制、リユース/再使用、リサイクル/再生利用）のうち、リデュース（発生抑制）とリユース（再使用）を優先的に取り組み、ごみとしての排出そのものを減らしていこうとする考え方です。

第2 基本方針

ごみを出さない地域社会の実現に向けた亀岡市のゼロエミッション計画における基本方針は次のとおりです。

基本方針1 こどもたちに美しいふるさと亀岡を残すための活動を支援します。

ごみ減量・資源化を支援する体制を充実させ、市民によるごみ減量・資源化の活動を支援します。市民への環境に関する情報提供・啓発事業を強化し、市内の児童・生徒向けの環境教育や市民向けの環境学習を充実させるとともに、ゼロエミッションをオールかめおかで取り組むため若年層から高齢者に至るまで、適切にごみが排出されるよう支援を行います。

基本方針2 2R（リデュース/排出抑制、リユース/再使用）を強化します。

食品ロスの減量、容器包装廃棄物の減量に向けた取り組みを強化し、亀岡市が行うイベント等を活用した排出抑制や再使用を促進する取り組みを行います。2Rを亀岡市全体で推進する機運を盛り上げ、生活ごみの減量を推進します。市内事業者に対しても排出者責任の浸透を図り、事業系一般廃棄物の排出抑制と資源化の取り組みを促進します。

基本方針3 取り組みやすい資源化システムを構築します。

市民や事業者の積極的な取り組みを促進するため、官民間わず資源ごみの回収拠点の拡充を検討し、市民や事業者が資源化に取り組みやすいシステムの構築に取り組みます。事業系ごみの資源化等に関するマニュアル等を整備し、事業者による資源化が円滑に実施される環境を整備します。また、最終処分量を限りなくゼロに近づけるため、資源化品目の見直しや中間処理施設等の活用による資源回収に取り組み、資源化率の向上に取り組みます。

基本方針4 ごみの適正処理に向けた体制・仕組みを整備します。

生活系ゴミの収集については、公益財団法人亀岡市環境事業公社によるステーション収集を実施することで、経済性と公益性を引き続き確保するとともに、適正処理困難物を適正に排出できる体制の整備を進め、安全な回収方法の整備に取り組みます。

基本方針5 不法投棄対策及び災害廃棄物対策を強化します。

不法投棄に対する通報体制を充実させ、監視活動を強化し、捜査機関などの関係機関との連携を強化します。災害廃棄物対策の点検、見直しを行い、大規模災害発生時にも廃棄物が適正に処理できるよう収集・運搬体制の確保に努めます。

第4章 基本理念の実現に向けた施策の展開

第1 施策の体系図

基本方針に基づく施策の体系図は次のとおりです。

基本理念 人と環境にやさしい資源循環型のまちづくり
～2R強化型のライフ・ビジネススタイルでごみを出さない地域社会を目指して～

基本方針 1 こどもたちに「美しいふるさと亀岡」を残すための活動を支援します。

- (1) ごみ減量・資源化の市民活動を支援する体制の充実
- (2) 環境に配慮したイベントの推進・環境学習の充実
- (3) ゼロエミッションをオールかめおかで取り組むための支援

基本方針 2 2R（リデュース/排出抑制、リユース/再使用）を強化します。

- (1) 生活系ごみの2Rに向けた取り組み
- (2) 事業系ごみの2Rに向けた取り組み

基本方針 3 取り組みやすい資源化システムを構築します。

- (1) 市民が取り組みやすい資源化システムの構築
- (2) 事業者が取り組みやすい資源化システムの構築
- (3) 中間処理等の充実による資源化システムの構築

基本方針 4 ごみの適正処理に向けた体制・仕組みを整備します。

- (1) 収集・運搬体制の充実に向けた取り組み
- (2) 受益者負担の適正化の取り組み
- (3) 適正処理困難物を適正に排出できる体制の整備
- (4) 最終処分体制の充実に向けた取り組み
- (5) 計画の着実な履行に向けた取り組み

基本方針 5 不法投棄対策及び災害廃棄物対策を強化します。

- (1) 不法投棄対策の強化
- (2) 災害廃棄物対策の点検・見直し

第2 施策の取り組み内容

亀岡市における施策の取り組み内容は次のとおりです。

基本方針1 こどもたちに「美しいふるさと亀岡」を残すための活動を支援します。

(1) ごみ減量・資源化の活動を支援する体制の充実

①美化活動や環境保全活動に取り組む市民団体や地域コミュニティの支援

- ・ごみの減量・資源化、環境美化や環境保全の活動に取り組むNPOや市民団体などの活動を支援する仕組みを構築し、ふるさと亀岡の環境問題に取り組むリーダーの育成を支援します。
- ・美化重点地域を市内JR4駅に拡大し、環境美化を推進します。
- ・自治会や環境保全団体等が実施する美化活動、清掃活動に対し、清掃用具の貸与や廃棄物の処分などを支援します。
- ・ごみの減量・資源化に取り組む団体の取り組みを、ホームページや広報紙等で積極的に紹介するなど広報活動に協力し、市民の環境意識の向上に取り組みます。

②地域のコミュニティなどによる資源化・分別排出の取り組みの支援

- ・「亀岡市資源ごみ集団回収報奨金制度」を活用し、地域による紙類・布類の資源化の活動を支援します。制度の対象品目や申請方法などについて、適切な情報提供を行います。

(2) 環境に配慮したイベントの推進・環境学習の充実

①環境配慮型イベントの推進

- ・環境に配慮したイベントを実施するためのマニュアルを作成し、市内で行われるイベントに対して分別ボックスの設置や使い捨て容器の使用を控える等の呼び掛けを行います。亀岡市が主催、共催、協賛等を行うイベントについては、環境配慮型となるようにします。

②環境学習の場の提供

- ・(公財)亀岡市環境事業公社が実施する「環境学習及び環境意識の普及啓発に関する事業」を中心に、子どもたちが環境問題について学べる場(環境イベントやクラブ活動など)を提供します。
- ・市内の小学生とともに、保津川の漂着ごみの現状調査を実施し、ペットボトルやレジ袋等の生活系ごみが漂着ごみに占める割合等について情報提供(発信)を行います。

③小中学校における環境教育の強化

- ・教育機関等と連携し、身近な問題(亀岡市のごみ処理の状況など)も含めた環境に関する副読本等を作成し、それらを活用した環境教育を実施します。

④就学前教育の充実

- ・(公財)亀岡市環境事業公社と連携して就学前の環境学習・教育の充実を図り、「もったいない文化」の継承を図ります。

⑤施設見学会の開催

- ・教育機関等と連携し、桜塚クリーンセンターとエコトピア亀岡において、市内の小学4年生を対象とした施設見学会を開催します。
- ・市民団体等からの要望に応じて、桜塚クリーンセンターとエコトピア亀岡の施設見学会を開催し、ごみの減量化やリサイクルの重要性について情報提供を行います。

(3) ゼロエミッションをオールかめおかで取り組むための支援

①誰もがわかるごみ分別情報の提供

- ・スマートフォン等を利用する若い世代向けには簡単にごみの分別情報が入手できる「分別アプリ」などの導入を検討し、高齢者向けには見やすくてわかりやすいパンフレットの作成を検討します。ごみの分け方や出し方などの正確な情報をより多くの市民に提供できるように相手に応じた情報発信に取り組みます。

②環境ポスター・標語等の募集

- ・ふるさと亀岡を世界に誇れる環境先進都市として後世に引き継ぐため、「亀岡市版ゼロエミッション」の推進をテーマとした環境ポスター・標語等の募集事業を実施します。

③高齢者等のごみ出し支援の仕組みの構築

- ・ごみ出しに支援を必要とする方のために、見守りを兼ねたごみ出し支援の仕組みを福祉・医療機関等と連携して構築します。また、集積所への分別排出の徹底のため、分別排出が困難なケースについては、関係者や関係機関と連携して原因を把握、対応策の検討を行い、分別排出が徹底される仕組みづくりを検討します。

基本方針2 2R（リデュース/減量・リユース/再使用）を強化します。

（1）生活系ごみの2Rに向けた取り組み

①家庭から排出される食品廃棄物などの減量

- ・家庭から排出される食品廃棄物（食べ残しや消費期限切れ等による廃棄）の排出実態を把握するための調査を実施します。
- ・無駄のない食材調達や完食などの「もったいない文化」を次世代に継承する啓発活動を行うとともに、台所等で生ごみの水切りが徹底されるよう啓発を行います。

②環境家計簿の普及拡大

- ・環境にやさしい生活を推進し、ごみの排出を抑制するため、ごみの排出量を管理する環境家計簿（家庭版 ISO）の普及拡大に努めます。

③ごみを出さない買い物や環境にやさしい生活習慣の普及に向けた環境の整備

- ・ごみ減量・リサイクル推進週間（5月30日～6月5日）や環境月間（6月）、3R推進月間（10月）を中心にマイバッグ、マイボトルやマイカップの普及促進の街頭啓発を実施し、ごみを出さない買い物や環境にやさしい生活習慣の機運を盛り上げます。

④不用品交換会の実施

- ・市民団体などによる不用品の交換会を開催する場所の提供など、再利用を促す機会の創出に取り組みます。

（2）事業系ごみの2Rに向けた取り組み

①各公共施設の事業系一般廃棄物管理票の導入

- ・亀岡市が率先して、事業系一般廃棄物管理票（マニフェスト）を導入し、各公共施設で発生するごみのさらなる減量に取り組みます。

②排出者責任を浸透させる啓発活動

- ・これまで収集・運搬許可事業者に指導を任せていた小規模排出事業者について、排出者責任を浸透させる啓発活動に取り組みます。また、事業所等に勤務する市民向けに事業系ごみに関する啓発活動（産業廃棄物と事業系一般廃棄物の排出区分の説明会など）を行い、排出者責任に対する市民意識の向上に取り組みます。

③事業系一般廃棄物管理票（マニフェスト）の義務化（条例制定など）の検討

- ・事業者の責任において事業系一般廃棄物の排出が適正にされるよう事業系一般廃棄物管理票（マニフェスト）交付の義務化を検討します。

④環境マネジメントシステムの導入支援

- ・市内の事業者が円滑に事業系一般廃棄物管理票や環境マネジメントシステム（KES等）を導入するための支援を行います。

⑤多量排出事業者の届出制度（条例制定など）の検討

- ・廃棄物を多量に排出する事業者に対し、毎年減量計画の提出と実績報告を義務づける制度を検討します。

⑥紙ごみ搬入禁止（条例制定など）の検討

- ・資源化可能な紙類は古紙回収などによる資源化を促し、事業系一般廃棄物に混入させて排出することを禁止する条例の制定を検討します。

⑦クリーンセンターにおける搬入指導の実施

- ・クリーンセンターに搬入される事業系一般廃棄物について展開検査などによる搬入指導を実施し、不適切なごみの搬入を防ぎます。

⑧事業者から排出される食品廃棄物の実態の把握

- ・事業者から排出される食品廃棄物（食品の食べ残しや消費期限切れ等による廃棄）の排出実態を把握するための調査を実施し、食品廃棄物の減量に向けた対策を検討します。

⑨事業者から排出される食品廃棄物減量の取り組み

- ・売れ残り等のフードバンクへの寄付など食品廃棄物の減量に取り組む店舗をクリーン（ごみ減量マスコットキャラクター）フレンドショップとして認定し、積極的に広報します。

基本方針3 取り組みやすい資源化システムを構築します。

(1) 市民が取り組みやすい資源化システムの構築

①公共施設における拠点回収の拡充

・使用済小型家電などの排出の機会を拡大させるため、公共施設における回収品目、回収拠点を拡充します。

②事業者が提供する資源ごみ回収拠点の支援

・食品トレイや牛乳パック、ペットボトル等の資源ごみを独自に店頭回収する店舗等の実態を把握し、市内に点在する民間回収拠点の情報を提供します。

③イベント回収の実施

・使用済小型家電などの資源ごみのイベント回収を検討し、小型家電の分別収集についての認知と分別率の向上に取り組みます。

(2) 事業者が取り組みやすい資源化システムの構築

①事業者による古紙の資源化の拡大

・事業系ごみの資源化等に関するパンフレットやマニュアルなどを作成し、古紙を始めとする事業所から排出されるごみの資源化についての情報提供を行います。

・オフィスビルや商店街等で、オフィス町内会等の古紙・古布等の資源回収を推進する仕組みを検討し、市内の小規模事業者が資源化に取り組みやすい環境を整備します。

(3) 中間処理等の充実による資源化システムの構築

①中間処理施設（民間）の活用による資源回収

・中間処理施設（民間）を適正に活用するための規程整備を行い、公平かつ効果的に民間の力を活用する仕組みを確立します。エコトピア亀岡に搬入された埋立てごみや粗大ごみから、金属や小型家電製品などのリサイクルできるものをピックアップして資源化する中間処理施設を活用することで、資源化率の向上に取り組みます。

②焼却灰のリサイクルの検討

・焼却灰（燃やすごみを焼却した後の灰）のリサイクルについて検討を行い、ごみの再生利用と最終処分量の削減に取り組みます。

③生ごみ等のバイオマス利用の検討

・生ごみ等のバイオマス資源を焼却せず資源化するための実現可能な手段を検討し、焼却処理量の削減、焼却施設の負担軽減を図ります。

④剪定枝や落葉等の堆肥化の推進

・市内の公園や道路で発生する剪定枝や落葉等の堆肥化を行い、地域循環させる仕組みを構築し、亀岡版資源循環のモデルを確立します。

基本方針4 ごみの適正処理に向けた体制・仕組みを整備します。

(1) 収集・運搬体制の充実にに向けた取り組み

①生活系ごみの公益法人等による収集・運搬の継続

・亀岡市では、単純に効率性や経済性だけを追求するのではなく、広く3Rの推進や生活環境の保全に資するため、経済性と公益性の両立が可能な(公財)亀岡市環境事業公社に生活系ごみの収集・運搬を委託することを基本とします。

②収集体制等の効率化

・(公財)亀岡市環境事業公社と連携し、経済的で安定した収集サービスが提供できるよう、収集体制、収集ルート(選定)の効率化に努めます。

(2) 受益者負担の適正化の取り組み

①事業系のごみ処理手数料の見直し

・事業系ごみの適正排出を促進し、受益者負担の適正化を図るため、事業者持ち込みにかかるごみ処理手数料の見直しを行います。

②家庭系のごみ処理手数料(亀岡市指定ごみ袋の料金含む)の見直し

・生活系ごみの受益者負担の適正化のため、家庭系ごみの直接持ち込みにかかるごみ処理手数料(亀岡市指定ごみ袋の料金含む)の見直しを行います。

(3) 適正処理困難物を適正に排出できる体制の整備

①適正処理困難物に対する体制の整備

・亀岡市で処理することができない一般廃棄物については、適切に処理を行える業界団体や製造業者等の把握に努め、廃棄物を引き取ってくれる製造元や販売店等の紹介を行います。適正処理の仕組みがない品目については、適正な処理体制の整備を国や府へ促します。

②廃蛍光灯や水銀体温計等有害ごみの安全な回収方法の整備

・定期収集されていない蛍光灯や水銀体温計などについて、回収拠点の設置や特別回収の実施を検討します。

(4) 最終処分体制の充実にに向けた取り組み

①第3期大阪湾フェニックス計画への参加

・最終処分場を確保するため、第3期大阪湾フェニックス計画へ参加し、適正な処理が実施されるよう、府や市町村と連携し、国等に要望します。医王谷エコトピア(旧最終処分場)の計画的な整備保守を行い、最終処分場の廃止手続が完了するまで適正に管理します。

(5) 計画の着実な履行に向けた取り組み

①ごみ処理基本計画の進捗状況の点検・評価

- ・ごみ処理基本計画における施策の進捗状況を定期的に点検・評価し、進捗状況の把握を行い、必要に応じて施策や計画の見直しを行います。

基本方針5 不法投棄対策及び災害廃棄物対策を強化します。

(1) 不法投棄対策の強化

①不法投棄に対する監視活動の強化

・不法投棄専用フリーダイヤルの周知徹底等により、事業者や市民からの通報、郵便事業者や運送事業者等との連携による不法投棄を早期に発見する通報体制を充実させ、(公財)亀岡市環境事業公社との連携や監視員による監視パトロールを強化し、不法投棄の未然防止に努めます。

②捜査機関などの関係機関との連携強化

・警察署や保健所などの関係機関と連携し、悪質な不法投棄事案の検挙と不法投棄防止対策に取り組み、市民並びに事業者等の不法投棄に対する意識の向上を図ります。

(2) 災害廃棄物対策の点検・見直し

①災害廃棄物処理計画についての点検及び見直し

・今後も起こり得る大規模災害に迅速かつ的確に対応するため、国における現行の震災廃棄物対策指針の見直しに合わせた、亀岡市の災害廃棄物処理計画の点検及び見直しを行います。

②災害廃棄物についての適正処理の実施(発生時)

・大規模災害発生時にも廃棄物処理ができるよう、平時から防災訓練を実施するとともに、(公財)亀岡市環境事業公社と連携し、災害発生時の確実な収集・運搬体制の確保に努めます。

第5章 減量化及び資源化の目標

第1 現在のごみ減量等の進捗状況

本計画の目標値を設定するに当たり、現状の排出量について、国の基本方針や京都府の関連計画等と比較しました。

ただし、これらの目標値は、それぞれ国全体、府域及び大阪湾フェニックス事業の対象圏域全体としての目標値であり、本計画の目標値ではありません。

これら関連計画等における目標値と亀岡市実績値との比較を次に示します。

表 5-1 関連計画における目標値

	基準年度	目標年度	一般廃棄物 排出量	リサイクル率 (資源化率)	最終処分量
廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく国の基本方針	平成24年度	平成32年度	約12%削減	約27%	約14%削減
京都府循環型社会形成計画(第2期)	— (対平成27年度)	平成32年度	705千t (約16%削減)	18.3%	92千t (約16%削減)
大阪湾広域処理場整備促進協議会が掲げる目標	平成12年度 (2000)	平成27年度 (2015)	25%削減	25%	60%削減

表 5-2 関連計画における目標値と亀岡市実績値との比較

廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく国の基本方針	目標年度 平成32年度 (2020)	本市実績値との比較				
		基準年度 平成24年度 (2012)	目標値	本市実績 平成28年度 (2016)		達成状況
一般廃棄物排出量	約12%削減	28,049t	24,683t	25,980t	約7%削減	
リサイクル率(資源化率)	約27%	15.9%	27.0%	17.4%	9.6ポイント不足	未達成
最終処分量	約14%削減	4,535t	3,900t	3,857t	約15%削減	達成
京都府循環型社会形成計画(第2期)	目標年度 平成32年度 (2020)	本市実績値との比較				
		基準年度 平成27年度 (2015)	目標値	本市実績 平成28年度 (2016)		達成状況
一般廃棄物排出量	705千t (約16%削減)	26,644t	22,381t	25,980t	約2.5%削減	
リサイクル率(資源化率)	18.3%	18.2%	18.3%	17.4%	0.9ポイント不足	未達成
最終処分量	92千t (約16%削減)	4,016t	3,373t	3,857t	約4.0%削減	未達成
大阪湾広域処理場整備促進協議会が掲げる目標	目標年度 平成32年度 (2020)	本市実績値との比較				
		基準年度 平成12年度 (2000)	目標値	本市実績 平成28年度 (2016)		達成状況
一般廃棄物排出量	25%削減	32,528t	24,396t	25,980t	約20%削減	
リサイクル率(資源化率)	25.0%	3.2%	25%	17.4%	7.6ポイント不足	未達成
最終処分量	60%削減	7,356t	2,942t	3,857t	約48%削減	未達成

第2 本計画の減量及び資源化等の目標

1 本計画の目指す目標

亀岡市のごみ処理量は、10年前の平成19年度には、生活系ごみ、事業系ごみ、集団回収等の合計で約3.1万トンでしたが、その後、市民・事業者との協働による様々なごみの減量・資源化施策を推進した結果、平成28年度では約2.6万トンにまで減少しています。一方、資源化率については、新聞の購読が減少していること、紙製品をはじめとした集団回収対象品目の軽量化が進んでいることなどにより、13%にまで低下すると見込まれます。

そこで、今後は、本計画に基づくごみの減量・資源化施策を更に推進することにより、最終目標年度である平成39年度に、基準年度の平成28年度と比べて「ごみ排出量の17%削減」、「資源化率を20.5%に約3ポイント上昇」、「最終処分量の30%削減」を目指すこととします。

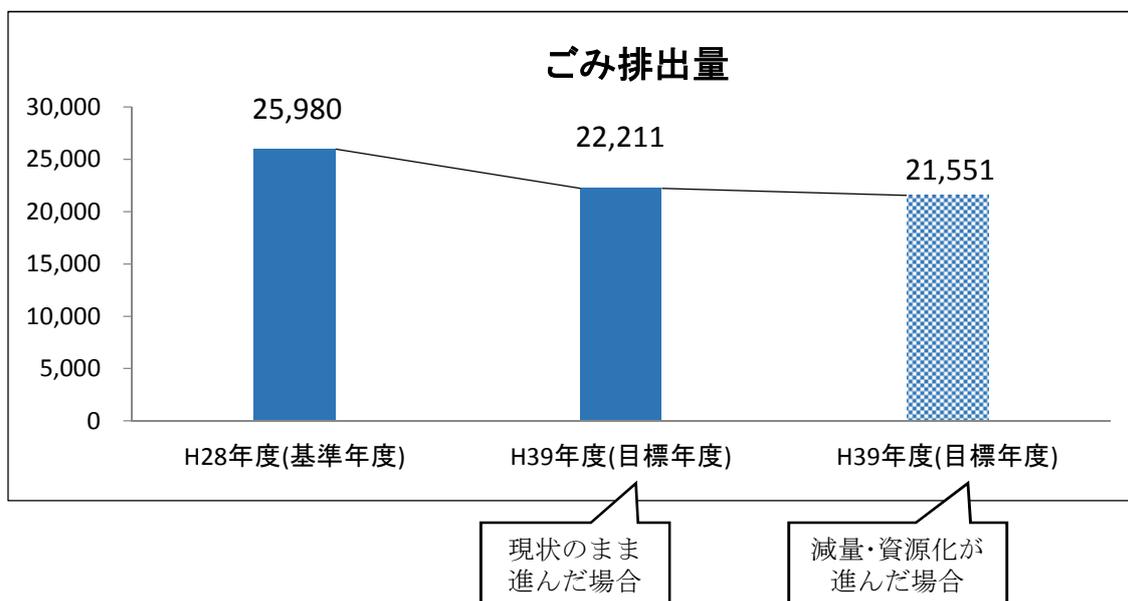
平成39年度に、ごみ排出量17%削減、資源化率20.5%達成を目指します

2 ごみの減量・資源化等の目標

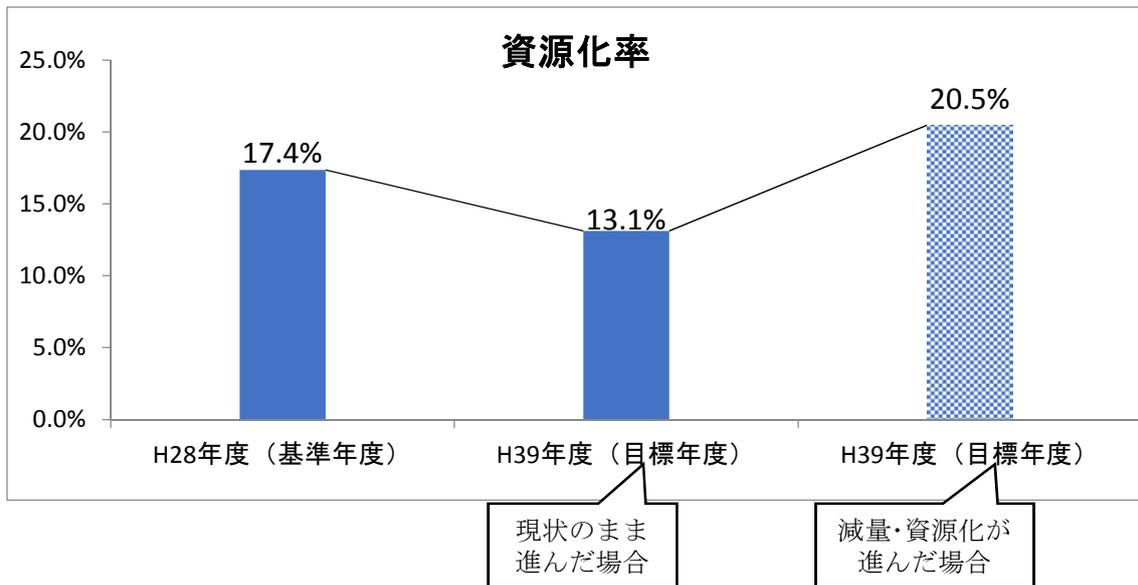
現状のまま推移した場合と、上記目標が達成された場合でのごみ処理量、最終処分量ならびに資源化率を比較します。

- ・ごみ排出量：家庭や事業所から排出されるごみの総量
- ・資源化率：集団回収量や資源ごみを資源化した割合（資源化量／ごみ排出量）
- ・ごみ処理量：市がごみとして焼却や埋立を行った量（ごみ排出量－集団回収量－民間資源化量）
- ・最終処分量：焼却灰など、最終処分場に埋立を行った量

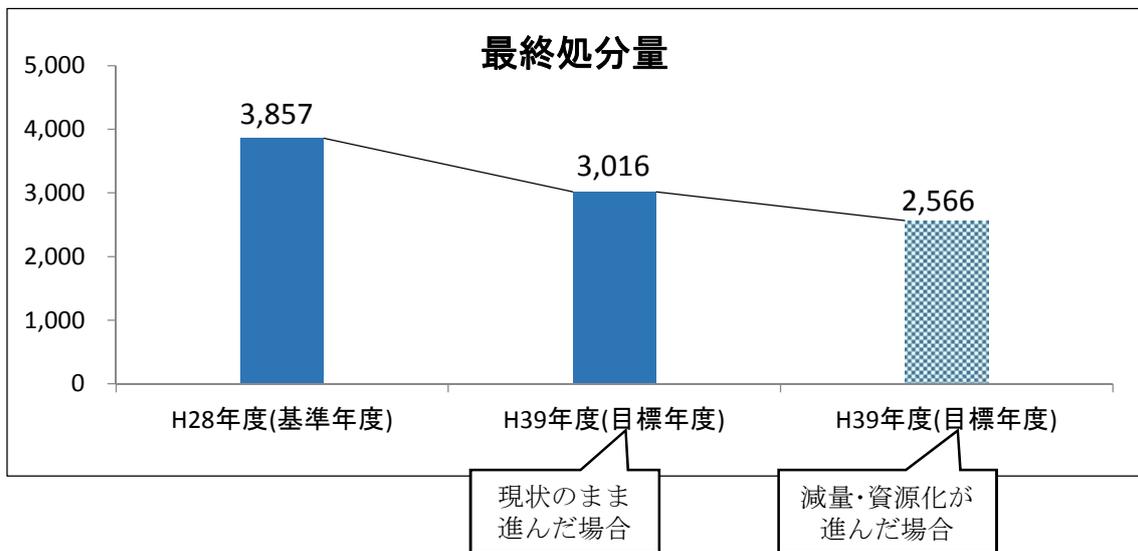
目標年度のごみ排出量は、基準年度に比べて約4,400トン（-17%）の削減を目指します。現状のまま進んだ場合と比べると約600トン（-3%）の削減を目指します。



目標年度の資源化率は、基準年度に比べ約3%の増加を目指します。現状のまま進んだ場合と比べ、約7%の増加を目指します。



目標年度の最終処分量は、基準年度に比べ約1,300トン減(-33%)の約2,600トンを目指します。現状のまま進んだ場合と比べ、約400トン減少(14%減)を目指します。



	ごみ排出量	ごみ処理量	資源化率	最終処分量
H28年度 (基準年度)	25,980	23,082	17.4%	3,857
H39年度 (現状値)	22,211	20,457	13.1%	3,016
H39年度 (新目標値)	21,551	18,875	20.5%	2,566

排出量のうち、市で処理する各処理量であるごみ処理量でも現状のままと目標値で比較した場合約8%の削減が見込まれます。

第3 目標達成に向けた減量、資源化に関するケーススタディ

亀岡市のごみを取り巻く状況が今後も現状の傾向で推移（現在の施策の継続）した場合、前ページにあげた目標を達成することは困難です。

そのため、目標達成に向けた発生・排出段階における抑制対策及び分別等の促進により、資源物の回収量の向上を図った対策が不可欠です。

ここでは、目標を達成するために改善及び取り組みが見込める施策として、以下の項目について効果を試算しました。

現状推移した場合の数値【目標年度（平成39年度）】

◆総排出量：22,211t ◆資源化率：13.1% ◆焼却処理量：18,461t ◆最終処分量：3,016t

生活系ごみ	<ul style="list-style-type: none"> 取組①：容器包装廃棄物の分別収集の促進 <u>1人1日当たり 16.4g</u> →プラ製容器包装及びペットボトルの1人1日当たりの排出量を府内の上位10市町の平均値（プラ製容器包装32.0g、ペットボトル7.0g）まで増加を目指します。（H28計22.6g） 取組②：食品ロスの解消（手つかず食品・食べ残しの削減） <u>1人1日当たり 10.0g</u> →生ごみの約1/6が手つかず食品といわれています。まずは、手つかず食品の7割削減を目指します。$(93.4g \times 1/6 (\text{手つかず食品割合}) \times 0.7) = 10g$ 取組③：水切りの徹底 <u>1人1日当たり 2.6g</u> →水切りの習慣の徹底等により、厨芥類の排出量（H39年度で1人1日当たり93.4gの約3%（2.8g））の減量を目指します。 取組④：埋立ごみの見直し <u>1人1日当たり 17.8g</u> →埋立ごみの品目を見直し、プラスチック類は焼却、金属類、小型家電は資源化を図ります。$(16.99g \times 59\% (\text{プラ・金属等割合}) \times 80\% (\text{実施率})) = 17.8g$ 取組⑤：家庭でのコンポスト処理の促進 <u>1人1日当たり 3.4g</u> →市内の約5%の世帯への普及を目指します。$(93.4g \times 5\% (\text{普及率}) \times 80\% (\text{コンポストに投入する生ごみの割合})) = 3.7g$
事業系ごみ	<ul style="list-style-type: none"> 取組⑥：事業所から排出される古紙等の資源化促進 <u>就業人口1人1日当たり 42.1g</u> →事業系ごみの約1/3が紙類といわれています*。その1/3を古紙回収業者の活用やオフィス町内会の取組等により資源化するよう目指します。 $(6,188t \times 1/3 \times 1/3 \div 365日 \div 44,729人) = 42.1g$ ※京都市調べ 取組⑦：事業所における資源ごみ分別収集の指導強化 <u>1日当たり 6.1g</u> →事業系ごみに約3%程度含まれているといわれる*飲料容器について、指導の徹底等により資源化を図ります。$(211.12g \times 3\%) = 6.3g$ ※大阪市調べ
集団回収	<ul style="list-style-type: none"> 取組⑧：集団回収の活性化 <u>1人1日当たり</u> →集団回収量は減少傾向にありますが、「亀岡市資源ごみ集団回収報奨金制度」の継続や集団回収の担い手支援等に取り組むことにより、現状の87gを維持します。$(86.9g - 56.5g) = 30.4g$

減量等に取り組んだ場合の目標数値【目標年度（平成39年度）】

◆総排出量：21,551t ◆資源化率：20.5% ◆焼却処理量：16,539t ◆最終処分量：2,566t

第2部 計画策定に係る市の概要やごみ処理の動向

第6章 計画策定の基本的事項の詳細と亀岡市の基本情報

第1 基本的事項の詳細

1 計画の法的な位置づけ

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第6条第1項の規定により、市町村はその区域内の一般廃棄物処理に関する計画を定めることが義務付けられています。

また、環境省が策定した「ごみ処理基本計画策定指針（平成20年6月）」（以下、「策定指針」という。）において、ごみ処理基本計画は、目標年次を概ね10年から15年先として、概ね5年ごとに改定するほか、計画策定の前提となっている諸条件に大きな変動があった場合には見直しを行うことが適切であるとされています。

2 他の計画等との関係

本計画と関係法令、諸計画との関係は次のとおりです。

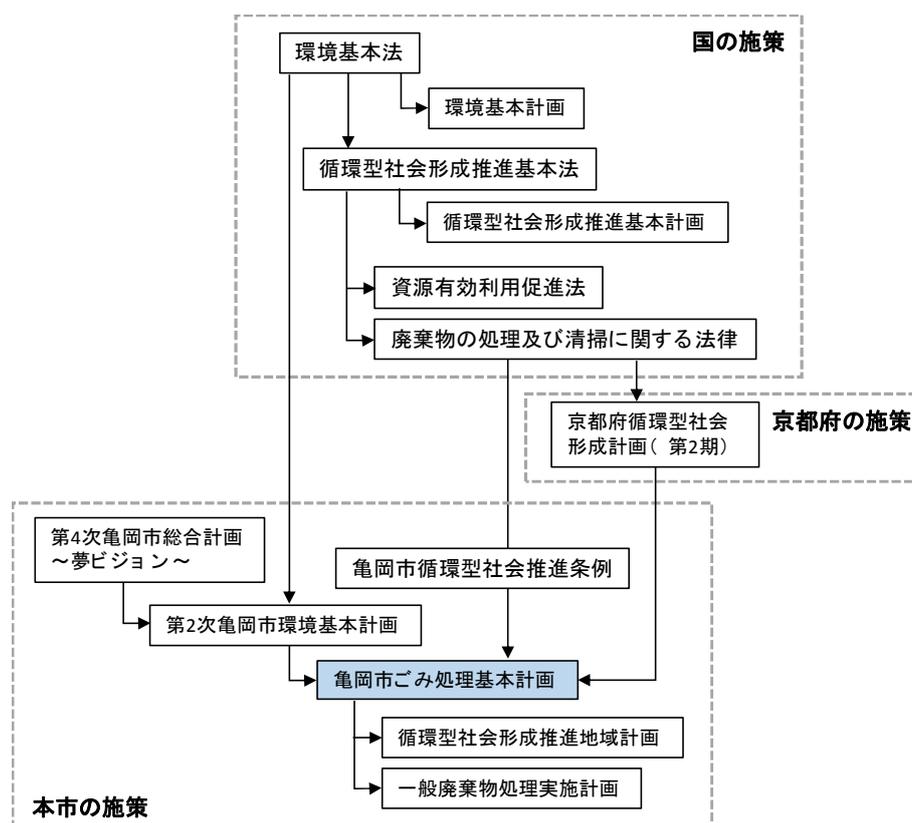


図 6-1 本計画の位置付け

3 国・京都府の動向及び亀岡市の方針

(1) 国の動向

政府は、「循環型社会形成推進基本法」第15条に基づき、循環型社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画として、「第3次循環型社会形成推進基本計画」を平成25年5月に策定しています。

循環型社会とは、「製品等が廃棄物等となることが抑制され、並びに製品等が循環資源となった場合においてはこれについて適正に循環的な利用が行われることが促進され、及び循環的な利用が行われない循環資源については適正な処分（廃棄物としての処分をいう。）が確保され、もって天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会」と定義されています。

廃棄物政策の優先順位及び廃棄物・リサイクル関連法体系を次に示します。

表 6-1 廃棄物政策の優先順位

①	必要なものを長期に使用することで「発生抑制」
②	繰り返し使うことができるものは、できるだけ「再使用」
③	再使用できないものは「再生利用」
④	原料リサイクルができないものは「熱回収」のための燃料として利用
⑤	どうしても廃棄物として処理しなければならないものだけを「適正処分」

備考) 上から順に優先順位が高くなっています。

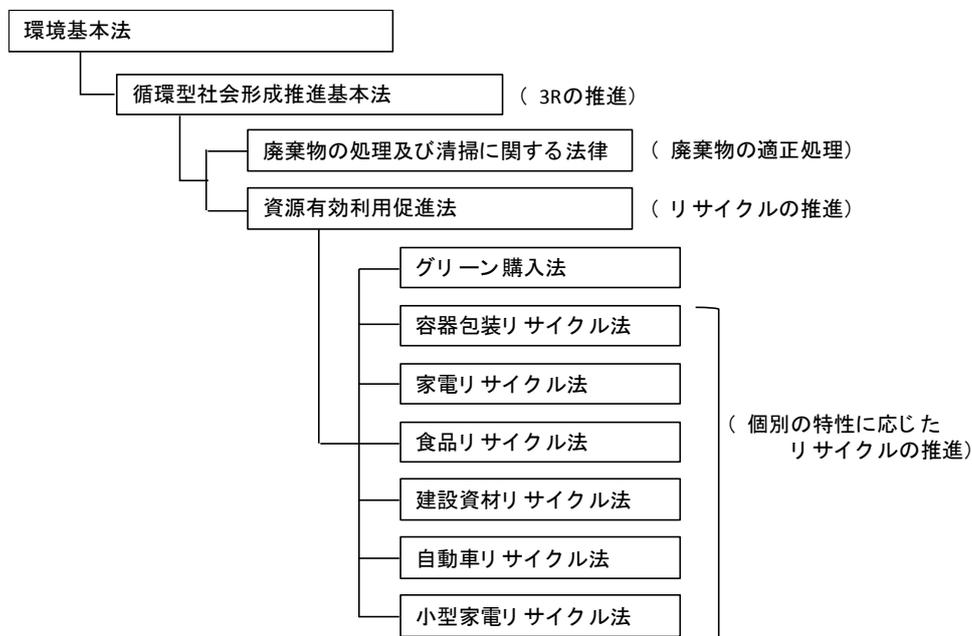


図 6-2 廃棄物・リサイクル関連法体系

(2) 京都府の動向

京都府においては、「循環型社会形成推進基本法」に基づく計画であるとともに、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく「都道府県廃棄物処理計画」として位置づけた「京都府循環型社会形成計画（第2期）」を策定し、平成29年3月に見直しを行っています。

「京都府循環型社会形成計画（第2期）」においては、施策の基本方向を「1 3Rの推進」「2 廃棄物処理のルールとマナーを守るまちづくり」「3 非常災害時における廃棄物処理体制の構築」としています。

一般廃棄物の目標及び施策の推進は次のとおりです。

表 6-2 京都府の一般廃棄物の減量化の目標

項目	平成 27 年度実績値	平成 32 年度目標値
排出量	843 千トン	705 千トン
再生利用率	15.6%	18.3%
減量率	71.4%	68.7%
最終処分量	110 千トン	92 千トン

備考) 減量率とは、排出された廃棄物が中間処理（焼却や脱水等）によって減量される比率であり、再生利用量を含みません。

表 6-3 施策の推進（京都府循環型社会形成計画（第 2 期））

施策の大分類		施策の方針
3R の推進	一般廃棄物の 3R 推進	食品廃棄物の削減
		ごみ処理有料化の推進
		レジ袋有料化、マイバッグ運動等の展開によるレジ袋の削減
		「京都まちの修理屋さん」事業
		事業系一般廃棄物削減の優良事例紹介
		雑紙のリサイクルの促進
		廃家電等のリサイクルの促進
		容器包装のリサイクルの促進
		バイオマスの利活用
		府民啓発の推進
		情報の発信、環境学習の推進
		市町村との意見交換会・研修会の実施
	グリーン購入ネットワークとの連携	
	京都府における 3 R の計画的推進	
	産業廃棄物の 3 R 推進	産業廃棄物税の活用
多量排出事業場等への指導		
一般社団法人京都府産業廃棄物 3 R 支援センターとの連携した取組		
建設リサイクル法		
自動車リサイクル法		
次世代を担う産業廃棄物 3 R 取組の推進	下水汚泥の再生利用	
	次世代技術を用いた取組の推進	
	「京都府 3 R カウンセラー（仮称）」制度の創設 見学ツアーやインターンによる人材育成	
廃棄物処理のルールとマナーを守るまちづくり	廃棄物の適正処理	廃棄物の適正処理の推進
		有害廃棄物の適正処理
		海岸漂着物の適正処理
	不法投棄対策の推進	警察・市町村等との連携の強化
		早期発見・早期指導の徹底
		府民運動の展開
		「不法投棄やっつけ隊」による不法投棄の再発防止
非常災害時における廃棄物処理体制の構築	府内の災害廃棄物処理体制の構築推進	災害廃棄物処理計画等の策定
		「災害廃棄物処理連絡協議会（仮称）」の設置
		「京都府災害廃棄物処理の相互応援に関する協定（仮称）」の締結
	廃棄物処理業者との協力体制の構築推進	
府域を超える災害廃棄物対策の推進		

(3) 亀岡市の動向

亀岡市においては、「第4次亀岡市総合計画～夢ビジョン～（後期基本計画 平成28年4月）」及び「第2次亀岡市環境基本計画（平成24年3月）」を策定しています。

第4次亀岡市総合計画においては亀岡市が将来のまちづくりとして目指す都市像を示すとともに、その実現のため、分野別の基本方針等を定めています。

一方、第2次亀岡市環境基本計画においては、第4次亀岡市総合計画を踏まえつつ、長期的な視点から亀岡市が目指す環境像・社会像を描くとともに、それを実現するための施策の基本的な方向性を示しています。

第4次亀岡市総合計画及び第2次亀岡市環境基本計画に示された施策の方針は次のとおりです。

表 6-4 具体的施策（第4次亀岡市総合計画～夢ビジョン～（後期基本計画））

施策の大分類	施策の方針
適正排出の徹底による、ごみ減量・資源化の推進	3R徹底によるごみの減量
	分別排出の徹底
	リサイクル機器の普及促進
	資源ごみ集団回収・リサイクル活動の促進
	リサイクル対象となる品目の拡大
ごみ処理体制の充実と廃棄物処理施設の機能維持	廃棄物処理施設・設備の機能維持
	民間リサイクル施設の活用
	新たな広域埋立処分場整備計画の促進
	浸出水処理設備の整備
生活排水処理の推進	生活排水の適正処理
	浄化槽の設置と維持管理
不法投棄に対する監視及び啓発	監視活動の強化
	関係機関との連携強化
	不法投棄防止のための啓発活動の推進